

独立行政法人の評価について

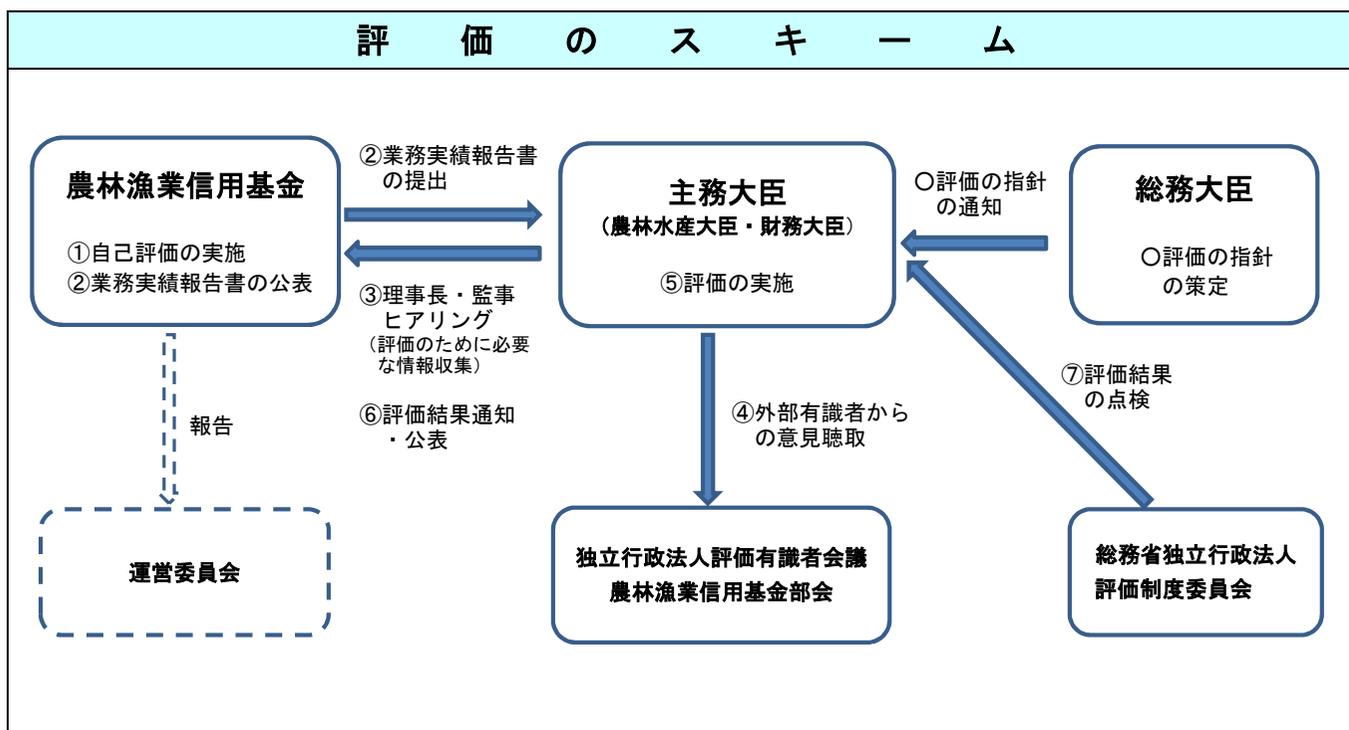
独立行政法人通則法の一部を改正する法律（ポイント）【平成27年4月1日施行】

○PDCAサイクルが機能する目標・評価の仕組みの構築

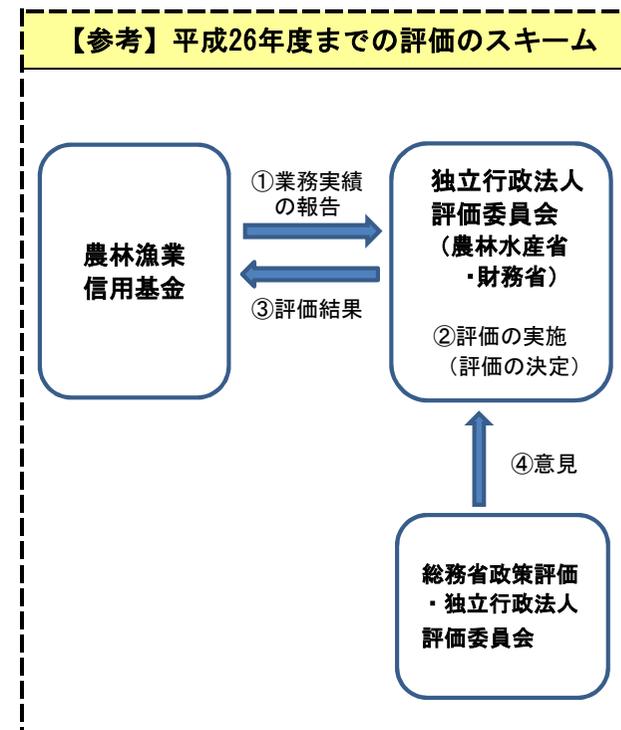
- ・ 総務大臣は、目標・評価に関する指針を策定。
- ・ 主務大臣は、指針に基づき、目標を設定・指示し、毎年度、業績評価を実施。（改正前は、評価委員会が評価を実施）
- ・ 総務省独立行政法人制度評価委員会は、主務大臣の目標案、中期目標期間の業績評価結果等を点検。



評 価 の ス キ ー ム



【参考】平成26年度までの評価のスキーム



評 価 の 流 れ

○年度評価の流れは以下のとおり。中期目標期間（見込・実績）も同様の方法により実施。

【評価項目】

○中期目標で定めた項目を単位として、評価項目を設定。

○評価項目は、別紙参照

【項目別評価】

○中期目標の達成状況、中期計画の実施状況等を考慮し、評価項目毎に、5段階の評語（S、A、B、C、D）による評価を付す。
「B」を標準とする。

【定量的目標を設定している項目】

| 対目標値の達成度合 | 評価 |
|---|----|
| 120%以上で、かつ質的に顕著な成果がある | S |
| 120%以上 | A |
| 100%以上120%未満 | B |
| 80%以上100%未満 | C |
| 80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合 | D |

【定性的目標を設定している項目】

| | |
|---|---|
| 所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる | S |
| 所期の目標を上回る成果が得られていると認められる | A |
| 所期の目標を達成していると認められる | B |
| 所期の目標を下回っており、改善を要する | C |
| 所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた、抜本的な改善を求める改善を要する | D |

【総合評価】

○項目別評価を基礎とし、法人全体の状況について、記述による評価及び5段階の評語（S、A、B、C、D）による評価を付す。

1. 中項目の評価

小項目の評価結果について、S：4点、A：3点、B：2点、C：1点、D：0点とし、その集計に当たり、小項目の項目数に2を乗じて得た数を基準として、5段階評価を行う。

| | | |
|--|-----------------|---|
| 小項目の合計 数値の割合 (基準となる数値 との対比) | 120%以上で顕著な成果がある | S |
| | 120%以上 | A |
| | 90%以上120%未満 | B |
| | 50%以上90%未満 | C |
| | 50%未満 | D |

2. 大項目の評価

中項目の評価結果について、S：4点、A：3点、B：2点、C：1点、D：0点とし、その集計に当たり、中項目の項目数に2を乗じて得た数を基準として、5段階評価を行う。

| | | |
|--|-----------------|---|
| 中項目の合計 数値の割合 (基準となる数値 との対比) | 120%以上で顕著な成果がある | S |
| | 120%以上 | A |
| | 90%以上120%未満 | B |
| | 50%以上90%未満 | C |
| | 50%未満 | D |

3. 総合評価

大項目の評価結果について、S：4点、A：3点、B：2点、C：1点、D：0点とし、その集計に当たり、大項目の項目数に2を乗じて得た数を基準として、5段階評価を行う。

| | | |
|--|-----------------|---|
| 大項目の合計 数値の割合 (基準となる数値 との対比) | 120%以上で顕著な成果がある | S |
| | 120%以上 | A |
| | 90%以上120%未満 | B |
| | 50%以上90%未満 | C |
| | 50%未満 | D |

(別紙)

独立行政法人農林漁業信用基金 第3期中期計画 評価項目

| 評価項目 | 大項目 | 中項目 | 小項目 |
|---|-----|-----|-----|
| 第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためのべき措置 | ○ | | |
| 1 事業の効率化 | | ○ | |
| (1) 事業費の削減割合(平成24年度対比5%以上) | | | ○ |
| (2) 事業費の削減に向けての取組(農業信用保険業務) | | | ○ |
| (3) 事業費の削減に向けての取組(林業信用保証業務) | | | ○ |
| (4) 事業費の削減に向けての取組(漁業信用保険業務) | | | ○ |
| (5) 共済団体等に対し、民間金融機関から融資を受けるよう促すための取組 | | | ○ |
| (6) 林業寄託業務の見直しの着実な実施 | | | ○ |
| (7) 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務における「民でできることは民で」の検討 | | | ○ |
| 2 信用リスクに応じた保証・保険料率の開始及び信用リスク評価の精緻な計測に向けた検討(農業信用保険業務) | | ○ | |
| 3 業務運営体制の効率化 | | ○ | |
| (1) 組織体制・人員配置の見直し | | | ○ |
| (2) 研修の効果的実施 | | | ○ |
| 4 経費支出の抑制 | | ○ | |
| (1) 支出の要否を検討し、一般管理費を24年度比で15%以上の削減 | | | ○ |
| (2) 業務の見直し及び効率化 | | | ○ |
| (3) 政府の総人件費削減の取組を踏まえた適切な対応 | | | ○ |
| (4) ラスパイレス指数を中期目標期間中は100を上回らない水準とする | | | ○ |
| 5 業務実施体制の強化 | | ○ | |
| (1) 内部監査の充実 | | | ○ |
| (2) 役員会を設置 | | | ○ |
| (3) 内部統制委員会の設置及びモニタリングを実施 | | | ○ |
| (4) 外部有識者の専門的知見を活用したコンプライアンスの推進に向けた取組並びに取組状況のチェック及びフォロー | | | ○ |
| (5) リスク管理委員会を設置し統合的なリスク管理を的確に実施 | | | ○ |
| (6) 事務リスク自主点検等の実施及び業務改善への反映 | | | ○ |
| (7) 目標管理の導入による適切な人事評価、業績及び勤務成績等の給与・退職金等への一層の反映 | | | ○ |
| (8) 評価・分析の実施 | | | ○ |
| (9) 情報セキュリティに配慮した業務運営の情報化・電子化の取り組み | | | ○ |

| 評価項目 | 大項目 | 中項目 | 小項目 |
|---|-----|-----|-----|
| 6 業務運営の効率化等を踏まえた情報システムの整備 | | ○ | |
| 7 調達方式の適正化 | | ○ | |
| (1) 調達等合理化計画に基づく一般競争入札等の着実な実施 | | | ○ |
| (2) 契約監視委員会において事後点検及び契約審査委員会の活用等による適正な契約の実施 | | | ○ |
| (3) 取組状況の公表 | | | ○ |
| (4) 監事及び会計監査人による監査の実施 | | | ○ |
| 第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 | ○ | | |
| 1 事務処理の迅速化 | | ○ | |
| (1) 標準処理期間内における事務処理の達成度(案件の85%以上の処理) | | | ○ |
| (2) 保険引受や支払審査等について、関係機関との情報共有・意見交換 | | | ○ |
| (3) 業務処理の方法の見直し | | | ○ |
| 2 情報の提供・開示 | | ○ | |
| (1) ウェブサイト等による情報開示の充実を促進 | | | ○ |
| (2) 業務内容等に応じたセグメント情報の開示を徹底 | | | ○ |
| (3) 利用者意見の業務運営への適切な反映、苦情への適切な対応 | | | ○ |
| (4) 職員の勤務条件の公表 | | | ○ |
| 第3 財務内容の改善に関する事項 | ○ | | |
| 1 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定 | | ○ | |
| (1) 保険料率算定委員会における保険料率水準の点検及び必要に応じた見直し(農業信用保険業務) | | | ○ |
| (2) 保証料率算定委員会における保証料率水準の点検及び必要に応じた見直し(林業信用保証業務) | | | ○ |
| (3) 保険料率算定委員会における保険料率水準の点検及び必要に応じた見直し(漁業信用保険業務) | | | ○ |
| (4) 業務収支の黒字化に向けた保証料収入の増(平成24年度対比1.6%増)(林業信用保証業務) | | | ○ |
| (5) 適切な貸付金利の設定(農業・漁業信用保険業務) | | | ○ |
| (6) 適切な貸付金利の設定(農業・漁業災害補償関係業務) | | | ○ |
| 2 引受審査の厳格化等 | | ○ | |
| (1) 基金協会との事前協議の実施及び事前協議対象の拡大への取組(農業信用保険業務) | | | ○ |
| (2) 基金協会との事前協議の実施及び事前協議対象の拡大への取組(漁業信用保険業務) | | | ○ |
| (3) 保証審査や求償権管理回収に係る研修会の開催 | | | ○ |
| (4) 信用基金の相談機能の強化 | | | ○ |
| (5) 林業信用保証業務における審査の厳格化、債務保証先のフォローアップ | | | ○ |

| 評価項目 | 大項目 | 中項目 | 小項目 |
|--|-----|-----|-----|
| 3 モラルハザード対策 | | ○ | |
| (1) モラルハザード防止対策の導入効果の検証及び部分保証等の拡充の検討(農業信用保険業務) | | | ○ |
| (2) モラルハザード防止対策の導入効果の検証及び部分保証等の拡充の検討(漁業信用保険業務) | | | ○ |
| (3) 林業信用保証業務について部分保証の拡充などの収支均衡に向けた取組 | | | ○ |
| 4 求償権の管理・回収の強化等 | | ○ | |
| (1) 回収金の実績及び回収実績向上のための取組(農業信用保険業務) | | | ○ |
| (2) 回収金の実績及び回収実績向上のための取組(林業信用保証業務) | | | ○ |
| (3) 回収金の実績及び回収実績向上のための取組(漁業信用保険業務) | | | ○ |
| (4) サービサー等の活用による回収策について費用対効果の検証及び回収委託基準の明確化等(林業信用保証業務) | | | ○ |
| (5) 保険料・保証料、貸付金利息の確実な徴収 | | | ○ |
| 5 代位弁済率・事故率の低減 | | ○ | |
| (1) 農業信用保険業務における事故率 | | | ○ |
| (2) 林業信用保証業務における代位弁済率 | | | ○ |
| (3) 漁業信用保険業務における事故率 | | | ○ |
| 6 基金協会及び共済団体等に対する貸付金の適正な審査及び回収 | | ○ | |
| 7 宿舍の廃止に関する計画 | | ○ | |
| 8 農業融資資金業務に係る国庫納付 | | ○ | |
| 第4 その他の業務運営に関する重要事項 | ○ | | |
| 第5 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画 | ○ | | |
| 第6 短期借入金の限度額 | ○ | | |
| 第7 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画 | ○ | | |
| 第8 重要な財産の譲渡等に関する計画 | ○ | | |
| 第9 剰余金の使途 | ○ | | |
| 第10 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 | ○ | | |
| 1 施設及び設備に関する計画 | | ○ | |
| 2 人員に関する指標 | | ○ | |
| (1) 人員に係る指標 | | | ○ |
| (2) 人材の確保 | | | ○ |
| (3) 人材の育成 | | | ○ |
| 3 積立金の処分に関する事項 | | ○ | |